

群馬県働き方改革アドバイザー認定制度実施要領

第1 目的

この要領は、人口減少社会における本県の経済活力を維持・向上させることができるよう、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めるため、県内企業等に対して働きやすい職場環境づくりを働きかける「群馬県働き方改革アドバイザー」（以下「働き方改革アドバイザー」という。）の認定及び支援について定めるものとする。

第2 働き方改革アドバイザーの認定

- 1 働き方改革アドバイザーの認定申込み資格は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - 一 県内の企業等に対し、働きやすい職場づくりに向けた取組を働きかけ、支援する意欲があること。
 - 二 次のいずれかに該当すること。
 - イ 社会保険労務士又は中小企業診断士の資格を有する者その他経営や人事労務についての助言を行う立場にある者
 - ロ 県内に事務所又は事業所を有する企業、団体等の人事労務担当者又は経営者
 - ハ イ又はロの経験を有し、引き続き県内の企業等に対し、働きやすい職場づくりに向けた取組を働きかけ、支援する意欲がある者
 - 三 労働関係の法令等の違反事由が過去5年間にないこと。
 - 四 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - 五 禁錮刑以上の刑に処せられた経歴がないこと。
- 2 県は、1の要件を満たす者を一般から公募し、県が主催する働き方改革アドバイザー認定研修会を受講した者を働き方改革アドバイザーに認定する。
- 3 認定の期間は設けない。ただし、働き方改革アドバイザーの認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、県は認定を取り消すこととする。
 - 一 1の要件を満たさなくなったと認められるとき。
 - 二 本人から認定取消の申し出があったとき。

第3 働き方改革アドバイザーの活動

働き方改革アドバイザーの認定を受けた者は、各々の職務を通じて、働きやすい職場づくりに向けた企業等への助言、支援等を行うものとする。

第4 県の支援

- 1 県は、働き方改革アドバイザーの認定を受けた者（公開を希望しない者を除く。）の氏名、所属する企業等の名前その他の情報を県のホームページで公開するものとする。
- 2 県は、働きやすい職場環境づくりに関する資料及び研修会の情報等について、働き方改革アドバイザーの認定を受けた者に情報提供を行うものとする。

第5 活動報告

働き方改革アドバイザーの認定を受けた者は、各年度に1度、別に定める様式により、活動状況について県に報告するものとする。

附則

この要領は、平成29年3月1日から実施する。